

きずな通信

2020.11月 No.187

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)



労働保険事務組合きずなの皆様へ



労働保険料の納付ありがとうございました。

皆様から取りまとめた労働保険料は、11月5日に無事、国へ納付いたしました。早めの納付にご協力いただきありがとうございました。

領収書についても送付完了しておりますので、確認が出来ていない事業所様はお知らせください。

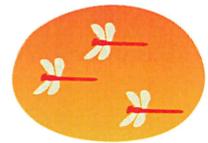
社会保険加入の事業所様へ

●**役員報酬の変更・従業員給与の昇給（降級）がある場合は、お知らせください。**

⇒社会保険料が変更になる可能性がありますので、ご連絡をお願いいたします。

⇒毎月、給与一覧を送ってくださると、労働保険料の計算でもスムーズですので、

メール若しくはFAX（0985-29-5378）いただけるとありがたいです。



年金事務所・監督署の調査が行われています。

●年金事務所や監督署からの調査が入った場合はご連絡ください。

⇒10月より当事務所の顧問先事業所にも年金事務所の調査が5件、監督署からの調査が1件入ったのご報告を受けております。当事務所には、調査の連絡がありませんので、事業所様に調査の連絡が入った場合は①調査日時②調査対象期間③調査立ち合いの希望の有無をお知らせください。

11月は【労働保険適用促進強化月間】です

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。

労災保険は、労働者が業務上または通勤途中で負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。

雇用保険は、労働者が失業した場合、失業給付を支給して生活の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付等を行うものです。

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、労働者を1人でも雇っていれば、原則適用事業所となり、事業主は労働保険に加入しなければなりません。パートタイム労働者についても、一定の要件を満たせば雇用保険の被保険者となります。

厚生労働省では11月を「労働保険適用促進強化月間」とし、適用促進の広報活動や加入手続指導に集中的に取り組んでいます。当事務所でも未加入事業所へ保険適用の案内を行っております。

労働保険未加入事業所から相談があった場合は、当事務所で委託手続が可能ですのでお知らせ下さい。